

被害者支援の経験豊富な弁護士らによる、実務に即した充実の解説!

2訂版

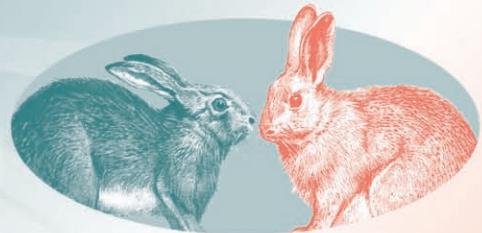
ケーススタディ

# 被害者参加制度 損害賠償命令制度

—被害者に寄り添った活動の実践のために—

■編著 犯罪被害者支援弁護士フォーラム(VSフォーラム)

実例と設問に基づく解説により、被害者参加制度と被害者対応への理解が深まる一冊!



A5判 320頁  
定価(本体3,300円+税)  
ISBN978-4-8090-1368-3  
C3036 ¥3300E

## 改訂ポイント①

実務の現状に対応!

損害賠償命令制度の項目を新たに盛り込み、より実務に役立つ内容に。

### 第1部 問題点と解決法

検察官への意見表明権、証人尋問、心情としての意見陳述などのテーマごとに、被害者参加制度を利用する上で知っておきたい運用上の留意事項を解説。

#### 5 訴因の変更

設問

検察官が設定した訴因の内容に被害者が強い不満を持っている場合、参加弁護士や検察官は、どのように対応していくべきでしょうか。  
【関連事例：事例⑦、事例15、事例⑫、事例⑯】

### 内容見本

#### 第13章 刑事損害賠償命令

##### 第1 刑事損害賠償命令

###### 1 制度創設の背景

刑事損害賠償命令は、被害者保護法第23条以下の規定に基づき、簡易迅速な損害賠償請求を可能にする制度です。

これまで刑事裁判と民事裁判は全く別々の手続であり、刑事での有罪判決があっても、加害者への損害賠償請求は、別途民事訴訟を提起する必要がありました。請求額に応じた印紙の貼付を要し、刑事裁判に提出された記録を贋写して証拠として改めて民事裁判所に提出する必要がありました。理不尽に被害に遭った者にとって、こうした手続上の負担はできるだけ軽減されるべきです。さらに、せっかく費用と労力をかけて民事裁判で支払いを命じる判決を得ても、加害者に資力がないと費用の持ち出しになり、回収可能性がないことがほとんどです。

### 第2部 ケーススタディ

実際の活動事例を基に被害者参加制度利用において直面した課題と対応策、工夫・配意した点などを紹介。

事例

7

強盗致死事件

第1部の設問・回答と第2部の事例がリンク

#### 第1 事例

罪名	強盗致死罪 死体損壊罪
被害者	パチンコ景品販売会社社長
加害者	2名(AとB) AとBはかつて被害者と仕事上の関係
検察官求刑	AとBともに無期懲役
被害者参加人らの求刑	AとBともに無期懲役
判決主文	Aについて無期懲役、Bについて懲役23年

## 改訂ポイント③

事例を大幅追加!  
最新の16事例を追加し、全30事例を登載。

詳しい内容は、こちらまで!

東京法令

検索

<http://www.tokyo-horei.co.jp/>



### まえがき(抜粋)

平成20年12月1日より施行された犯罪被害者の刑事裁判への参加制度もまもなく10年目を迎えようとしています。

参加制度の導入により、刑事司法は大きく様変わりをしました。私たちはこれまで、被害者参加制度と同時に設けられた被害者参加弁護士として支援を行ってきた経験を基にして、手弁当で被害者支援の専門的研究を進め、その研究の成果を更に事件を通じて実践をするという積み重ねを行ってきました。

そこで、初版刊行後に私たちが支援をした事件を新たに追加し、また提言部分をその後の実務の変化に応じて修正したのが本書です。

初版でも書きましたが、本書の中の事例報告の一つひとつは、勇気をもって裁判に参加することを決意した犯罪被害者と、犯罪被害者を支援する弁護士の闘いの結晶であり、これから実際に参加をする犯罪被害者の皆さんやその支援を担当する法律家にとって、極めて有益な資料であると確信しています。

本書が、犯罪被害者の参加制度のさらなる発展のための一助となれば幸いです。

平成29年8月

犯罪被害者支援弁護士フォーラム共同代表

弁護士 杉本 吉史

# 初版発行から4年 —蓄積された16事例を追加しアップデートした待望の改訂版!!

犯罪被害者支援に関する様々な疑問について、設問に基づき詳細に解説！



## —設問の例—



被害者が幼い子供であったり、法廷で一人で意見陳述することに耐えられないなど、自ら意見を陳述することができないという場合、裁判長ではなく、日常的に被害者の面倒を見ている近親者等や参加弁護士あるいは検察官などが代読することは許されるのでしょうか。



控訴審から被害者参加することはできるのでしょうか。また、控訴審で、被告人質問、証人尋問、心情としての意見陳述、被害者論告をすることはできるのでしょうか。

## 目次

## 第1部 問題点と解決法 (22設問)

### 第1章 参加人と参加弁護士との関係

- 1 参加弁護士の役割について的一般論
- 2 参加人が直接訴訟行為をするときの参加弁護士の具体的な役割
- 3 参加弁護士が訴訟行為を代行するときの具体的な役割
- 4 死刑論告

**Column** 日本弁護士連合会の死刑制度廃止宣言に対して

### 第2章 検察官への意見表明権と検察官の説明義務

- 5 訴因の変更
- 6 検察官の冒頭陳述と被害者の考える事件の構図が異なるときの対応
- 7 証人テスト
- 8 検察官の求刑
- 9 上訴の可否

**Column** 被害者等が参加を躊躇している時の対応

### 第3章 国選被害者参加弁護士

- 10 国選被害者参加弁護士の複数選定

### 第4章 在廷権

**Column** 遺影の法廷内持込み

**Column** 被害者参加人以外の親族等の優先傍聴

### 第5章 証拠調べ一般

- 11 証拠の制限・ご遺体の写真について
- 12 裁判員の負担に配慮しすぎるあまりの証拠の限定

### 第6章 証人尋問

- 13 情状事実についての証人尋問

### 第7章 被告人質問

- 14 参加弁護士が準備すべきこと

### 第8章 心情としての意見陳述

- 15 写真などの図画の添付
- 16 未成年者による意見陳述
- 17 代読による意見陳述

### 第9章 裁判員裁判

- 18 被告人に不都合な質問をする裁判員の解任請求への対応
- 19 裁判員による被害者の名誉を害する質問

### 第10章 公判前整理手続

- 20 公判前整理手続への出席

**Column** 被害者支援今昔

### 第11章 控訴審での参加

- 21 控訴審での訴訟行為

### 第12章 複数の罪で起訴されている場合

- 22 参加許可対象外の事件の訴訟行為

### 第13章 刑事損害賠償命令

**Column** 死刑弁護の手引きは被害者参加制度に対する筋違いの議論

**Column** 盗撮ビデオ悪用事件

## 第2部 ケーススタディ (30事例)

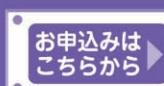
強盗殺人事件／強盗致死事件／殺人事件／傷害致死事件／傷害被告事件／強盗強姦事件／強姦未遂等事件／準強姦致傷事件／強制わいせつ・わいせつ略取事件／危険運転致死傷等事件／危険運転致死傷罪の認定落ち事件／危険運転致死傷罪帮助事件／自動車運転過失致死事件

※事例は、29年刑法改正前のものです。

## 東京法令出版 案内

番号	東京都文京区小石川5丁目17-3	(代表) ☎ 03(5803)3304 FAX(5803)2560
番号	大阪市都島区東野田町1丁目17-12	☎ 06(6355)5226 FAX(6355)5227
番号	札幌市豊平区豊平2条5丁目1-27	☎ 011(822)8811 FAX(795)6611
番号	仙台市青葉区錦町1丁目1-10	☎ 022(216)5871 FAX(216)5684
番号	名古屋市中区錦1丁目6-34	☎ 052(218)5552 FAX(218)5554
番号	広島市中区西白島町11-9	☎ 082(212)0888 FAX(212)0018
番号	福岡市中央区高砂2丁目13-22	☎ 092(533)1588 FAX(533)1590
番号	長野市南千歳町1005	(営業) ☎ 026(224)5411 FAX(224)5419 (編集) ☎ 026(224)5412 FAX(224)5439

広くご覧ください



インターネットでお申込み  
<http://www.tokyo-horei.co.jp/>  
(□ 最新情報等もホームページをご覧ください。)

お電話でお申込み  
**0120-338-272**  
(□ 携帯電話からもお申込みできます。)

FAXでお申込み  
**0120-338-923**